

意見書案第 12 号

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年10月5日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

綿貫康代

中山郁美

井上まい

田中たかし

近藤里美

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書

昨年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書である「ウィーン宣言」と具体的な手順や行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択されました。

この会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの、核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっています。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国を始め多くの国が参加し議論が行われることが重要です。

被爆から75年以上が経過した今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である日本は、核兵器廃絶の実現に向け特別な役割と責任を負っています。我が国が、核兵器のない世界に向けた国際的な機運が高まっているこの機会を逃すことなく、核保有国と非核保有国の橋渡しとなるよう努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たすことが今こそ求められています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、まずは、本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加するとともに、核兵器禁止条約に早期に署名・批准した上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を求められるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、
内閣官房長官 宛て

議長 名